

(案)

29受文科高第2059号

中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

平成30年3月27日

文部科学大臣 林 芳正

(理由)

公立大学改革支援・評価研究センターから、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1項第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

平成 30 年 3 月 16 日

文部科学大臣 林芳正 殿

公立大学改革支援・評価研究センター  
代表理事 奥野 武俊

### 認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

#### I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員の氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

#### II 添付書類

- 1 公立大学改革支援・評価研究センター規則
- 2 財産目録
- 3 財産等及び今後 5 年間の収支計画
- 4 平成 30 年度及び平成 31 年度の実施計画
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 大学機関別認証評価 実施大綱
- 7 大学機関別認証評価 大学評価基準
- 8 大学機関別認証評価 点検評価資料作成要項
- 9 認証評価体制
- 10 認証評価委員会委員名簿
- 11 大学機関別認証評価の「実施大綱（案）」及び「大学評価基準（案）」に関する意見募集の結果について
- 12 認証評価に関する諸規則

公立大学改革支援・評価研究センターの概要及び  
今回申請のあった評価事業の概要について

**法人の概要**

- 法人の設立目的  
公立大学の改革のための支援を行うと同時に、大学の教育研究等の評価に関する調査研究活動を通じ、我が国における大学の質向上に資することを目的とする。
- 住所：東京都港区虎ノ門2-9-8  
郵政福祉虎ノ門第2ビル2階
- 設立年月日：平成30年1月25日
- 代表者：代表理事 奥野 武俊（前大阪府立大学長）
- 主な事業
  - ① 公立大学の改革を支援するための事業
  - ② 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究
  - ③ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価を行うこと
  - ④ ①～③に附帯又は関連する事業

**今回申請のあった評価事業の概要**

- 評価の対象：大学（短期大学を除く）
- 評価の周期：7年以内ごと
- 評価手数料の額：  
160万円＋1学部につき35万円、1研究科につき20万円  
※非会員の場合：  
250万円＋1学部につき50万円、1研究科につき30万円

○ 大学評価基準（案）

大学の教育活動等を総合的に評価するために、基盤・水準・特色の3つの観点を踏まえた基準に基づき評価を行う。基盤評価では法令適合性の観点から、水準評価では教育研究の水準の向上を支援する観点から、特色評価では特色ある教育研究及び内部質保証の進展を支援する観点からそれぞれ評価を行う。

○ 評価方法（案）

対象大学が作成する評価点検資料に基づき、書面審査及び実地審査を行う。また、対象大学が自己点検・評価を開始するに当たり、対象大学に対して大学質保証研修を実施するとともに、評価点検資料の作成過程において必要に応じて助言を行う。

○ 評価結果（案）

大学が行う教育研究の質の保証及び向上を支援するという観点から、各基準に対する適合状況については言及しないが、①優れた点、②改善を要する点、③自己点検・評価プロセスにおける大学への助言、④指導の内容を評価結果報告書に記載する。

（参考）大学に係る機関別認証評価の実施状況

①第1サイクル（H16～H22）の受審大学数 721 大学

②第2サイクル（H23～H29）の受審大学数 779 大学

③大学の機関別認証評価を実施している機関 3 機関

（財）大学基準協会（H16.8.31 認証）

（独）大学改革支援・学位授与機構（H17.1.14 認証）

（財）日本高等教育評価機構（H17.7.12 認証）